

○ 道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第六十三号）新旧対照条文
 ○ 道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（緊急自動車）</p> <p>第十三条 法第三十九条第一項の政令で定める自動車は、次に掲げる自動車で、その自動車を使用する者の申請に基づき公安委員会が指定したものの（第一号又は第一号の二に掲げる自動車についてはその自動車を使用する者が公安委員会に届け出たもの）とする。</p> <p>一～十一 （略）</p> <p>十二 国、都道府県、市町村、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人放射線医学総合研究所又は原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第二条第三号に規定する原子力事業者が、同条第一号に規定する原子力災害の発生又は拡大の防止を図るための応急の対策として実施する放射線量の測定、傷病者の搬送、施設若しくは設備の整備、点検若しくは復旧又は放射線による人体の障害を防止するための医薬品の運搬のため使用する自動車（第一号の二又は第六号に掲げるものを除く。）</p> <p>2 （略）</p> <p>（放置違反金収納事務の委託）</p> <p>第十七条の八 都道府県は、法第五十一条の十六の規定により放置違反金の収納の事務を私人に委託したときは、その旨を告示し、かつ、イ</p>	<p>（緊急自動車）</p> <p>第十三条 法第三十九条第一項の政令で定める自動車は、次に掲げる自動車で、その自動車を使用する者の申請に基づき公安委員会が指定したものの（第一号又は第一号の二に掲げる自動車についてはその自動車を使用する者が公安委員会に届け出たもの）とする。</p> <p>一～十一 （略）</p> <p>2 （略）</p>

インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

2| 法第五十一条の十六の規定により放置違反金の収納の事務の委託を受けた者は、都道府県の規則の定めるところにより、その収納した放置違反金を、その内容を示す計算書（当該計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。）を添えて、当該都道府県又は地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十八条に規定する当該都道府県の指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関に払い込まなければならない。

3| 法第五十一条の十六の規定により放置違反金の収納の事務を私人に委託した場合において、必要があると認めるときは、都道府県は、当該委託に係る放置違反金の収納の事務について検査することができる。

（合図の時期及び方法）

第二十一条 法第五十三条第一項に規定する合図を行う時期及び合図の方法は、次の表に掲げるとおりとする。

合図を行う場合	合図を行う時期	合図の方法
左折するとき。	（略）	左腕を車体の左側の外に出して水平に伸ばし、若しくは右腕を車体の右側の外に出して肘を垂直に上に曲げること、又は
同一方向に	（略）	

（合図の時期及び方法）

第二十一条 法第五十三条第一項に規定する合図を行なう時期及び合図の方法は、次の表に掲げるとおりとする。

合図を行なう場合	合図を行なう時期	合図の方法
左折するとき。	（略）	左腕を車体の左側の外に出して水平に伸ばし、若しくは右腕を車体の右側の外に出してひじを垂直に上にまげること、又
同一方向に	（略）	

<p>進行しながら進路を左方に変えるとき。</p>	<p>右折し、又は転回するとき。</p>	<p>同一方向に進行しながら進路を右方に変えるとき。</p>	<p>徐行し、又は停止するとき。</p>	<p>後退するとき。</p>	<p>左側の方向指示器を操作すること。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>右腕を車体の右側の外に出して水平に伸ばし、若しくは左腕を車体の左側の外に出して肘を垂直に上に曲げること、又は右側の方向指示器を操作すること。</p>
<p>進行しながら進路を左方に変えるとき。</p>	<p>右折し、又は転回するとき。</p>	<p>同一方向に進行しながら進路を右方に変えるとき。</p>	<p>徐行し、又は停止するとき。</p>	<p>後退するとき。</p>	<p>は左側の方向指示器を操作すること。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>右腕を車体の右側の外に出して水平にのばし、若しくは左腕を車体の左側の外に出してひじを垂直に上にまげること、又は右側の方向指示器を操作すること。</p>
<p>は左側の方向指示器を操作すること。</p>	<p>右腕を車体の右側の外に出して水平にのばし、若しくは左腕を車体の左側の外に出してひじを垂直に上にまげること、又は右側の方向指示器を操作すること。</p>	<p>腕を車体の外に出して斜め下にのばすこと、又は車両の保安基準に関する規定若しくはトロリーバスの保安基準に関する規定により設けられる制動灯をつけること。</p>	<p>腕を車体の外に出して斜め下にのばし、かつ、手のひらを後ろに向けてその腕を前後に動かすこと、又は車両の保安基準に関する規定に定める後退灯を備える自動車にあつてはその後退灯を、トロリーバスにあつてはトロリーバスの保安基準に関する規定により設けられる後退灯を</p>	<p>腕を車体の外に出して斜め下にのばし、かつ、手のひらを後ろに向けてその腕を前後に動かすこと、又は車両の保安基準に関する規定に定める後退灯を備える自動車にあつてはその後退灯を、トロリーバスにあつてはトロリーバスの保安基準に関する規定により設けられる後退灯を</p>	<p>腕を車体の外に出して斜め下にのばし、かつ、手のひらを後ろに向けてその腕を前後に動かすこと、又は車両の保安基準に関する規定に定める後退灯を備える自動車にあつてはその後退灯を、トロリーバスにあつてはトロリーバスの保安基準に関する規定により設けられる後退灯を</p>

、それぞれつけること。

、それぞれつけること。

2 | 法第五十三条第二項に規定する合図を行う時期及び合図の方法は、

次の表に掲げるとおりとする。

合図を行う場合	合図を行う時期	合図の方法
環状交差点を出るとき	その行為をしようとする地点の直前の出口の側方を通過したとき（環状交差点に入った直後の出口を出る場合に、あつては、当該環状交差点に入つたとき）。	左腕を車体の左側の外に出して水平に伸ばし、若しくは右腕を車体の右側の外に出して肘を垂直に上に曲げること、又は左側の方向指示器を操作すること。
環状交差点において徐行し、又は停止するとき。	その行為をしようとするとき。	腕を車体の外に出して斜め下に伸ばすこと、又は車両の保安基準に関する規定若しくはトロリーバスの保安基準に関する規定により設けられる制動灯をつけること。

環状交差点において後退するとき。	その行為をしようとするとき。	腕を車体の外に出して斜め下に伸ばし、かつ、手のひらを後ろに向けてその腕を前後に動かすこと、又は車両の保安基準に関する規定に定める後退灯を備える自動車にあつてはその後退灯を、トロリーバスにあつてはトロリーバスの保安基準に関する規定により設けられる後退灯を、それぞれつけること。
------------------	----------------	---

第三十三条の二 (略)

2・3 (略)

4 第一項第一号、第二号イからハまで及び第三号から第六号まで、第二項第一号から第四号まで並びに前項第四号及び第五号の十年、九年、八年、七年、六年、五年、四年、三年、二年、一年及び六月の期間(同項第四号の六月の期間を除く。)は、次の各号に掲げる者については、それぞれ当該各号に定める日から起算するものとする。

一 (略)

二 免許を受けていた間に違反行為又は別表第四若しくは別表第五に掲げる行為をした者で、これらの行為をした後法第百三条第一項第一号から第四号までに該当することを理由として同項若しくは同条第四項の規定により、又は法第百四条の二の二第一項、第二項若しくは第四項、法第百四条の二の三第三項若しくは同条第五項において準用する法第百三条第四項若しくは法第百四条の四第二項の規定により当該免許を取り消されたためこれらの行為をしたことを理由

第三十三条の二 (略)

2・3 (略)

4 第一項第一号、第二号イからハまで及び第三号から第六号まで、第二項第一号から第四号まで並びに前項第四号及び第五号の十年、九年、八年、七年、六年、五年、四年、三年、二年、一年及び六月の期間(同項第四号の六月の期間を除く。)は、次の各号に掲げる者については、それぞれ当該各号に定める日から起算するものとする。

一 (略)

二 免許を受けていた間に違反行為又は別表第四若しくは別表第五に掲げる行為をした者で、これらの行為をした後法第百三条第一項第一号から第四号までに該当することを理由として同項若しくは同条第四項の規定により、又は法第百四条の二の二第一項、第二項若しくは第四項、法第百四条の二の三第一項若しくは同条第三項において準用する法第百三条第四項若しくは法第百四条の四第二項の規定により当該免許を取り消されたためこれらの行為をしたことを理由

とする免許の取消し又は効力の停止を受けなかったもの 当該免許
が取り消された日

三 (略)

(大型免許等を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者
)

第三十三条の六 法第九十条の二第一項第一号に定める講習を受ける必
要がないものとして政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当す
る者とする。

一 次のいずれかに該当する者

イ〜ハ (略)

二 法第九十七条の二第一項第三号に規定する特定失効者（以下「
特定失効者」という。）又は同項第五号に規定する特定取消処分
者（以下「特定取消処分者」という。）で、次に掲げる受けよう
とする免許の種類に応じ、それぞれ次に定める免許を受けていた
もの

(1)・(2) (略)

ホ (略)

二 次のいずれかに該当する者であつて、受けようとする免許を申請
した日前一年以内に、当該免許に係る法第百八条の二第一項第四号
に掲げる講習を終了したもの

イ (略)

ロ 特定失効者又は特定取消処分者で、次に掲げる受けようとする
免許の種類に応じ、それぞれ次に定める免許を受けていたもの

とする免許の取消し又は効力の停止を受けなかったもの 当該免許
が取り消された日

三 (略)

(大型免許等を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者
)

第三十三条の六 法第九十条の二第一項第一号に定める講習を受ける必
要がないものとして政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当す
る者とする。

一 次のいずれかに該当する者

イ〜ハ (略)

二 法第九十七条の二第一項第三号に規定する特定失効者（以下「
特定失効者」という。）で、次に掲げる受けようとする免許の種
類に応じ、それぞれ次に定める免許を受けていたもの

(1)・(2) (略)

ホ (略)

二 次のいずれかに該当する者であつて、受けようとする免許を申請
した日前一年以内に、当該免許に係る法第百八条の二第一項第四号
に掲げる講習を終了したもの

イ (略)

ロ 特定失効者で、次に掲げる受けようとする免許の種類に応じ、
それぞれ次に定める免許を受けていたもの

(1)・(2) (略)

ハ～ホ (略)

2 法第九十条の二第二項第二号に定める講習を受ける必要がないものとして政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 次のいずれかに該当する者

イ～ハ (略)

ニ 特定失効者又は特定取消処分者で、大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許を受けていたもの

ホ (略)

二 次のいずれかに該当する者であつて、受けようとする免許を申請した日前一年以内に、当該免許に係る法第百八条の二第一項第五号に掲げる講習を終了したもの

イ (略)

ロ 特定失効者又は特定取消処分者で、普通自動車を運転することができる免許を受けていたもの

ハ～ニ (略)

3 法第九十条の二第二項第三号に定める講習を受ける必要がないものとして政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 特定失効者又は特定取消処分者で、原動機付自転車を運転することができる免許を受けていたもの

二・三 (略)

4 法第九十条の二第二項第四号に定める講習を受ける必要がないものとして政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 次のいずれかに該当する者

(1)・(2) (略)

ハ～ホ (略)

2 法第九十条の二第二項第二号に定める講習を受ける必要がないものとして政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 次のいずれかに該当する者

イ～ハ (略)

ニ 特定失効者で、大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許を受けていたもの

ホ (略)

二 次のいずれかに該当する者であつて、受けようとする免許を申請した日前一年以内に、当該免許に係る法第百八条の二第一項第五号に掲げる講習を終了したもの

イ (略)

ロ 特定失効者で、普通自動車を運転することができる免許を受けていたもの

ハ～ニ (略)

3 法第九十条の二第二項第三号に定める講習を受ける必要がないものとして政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 特定失効者で、原動機付自転車を運転することができる免許を受けていたもの

二・三 (略)

4 法第九十条の二第二項第四号に定める講習を受ける必要がないものとして政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 次のいずれかに該当する者

イ〜ハ (略)

- ニ 特定失効者又は特定取消処分者で、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許を受けていたもの
- 二 (略)

(優良運転者及び違反運転者等に係る基準)

第三十三条の七 法第九十二条の二第一項の表の備考一の2の政令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日前五年間において違反行為又は別表第四若しくは別表第五に掲げる行為をしたことがないこととする。

- 一 法第一百一条第六項の規定により免許証の更新(運転免許証(以下「免許証」という。)の有効期間の更新をいう。以下同じ。)を受けた者 更新前の免許証の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日(以下この条において「特定誕生日」という。)の四十日前の日

二 法第一百一条の二第四項の規定により免許証の更新を受けた者 同条第三項の規定による適性検査を受けた日(特定誕生日の四十日前の日)以後であるときは、特定誕生日の四十日前の日

三・四 (略)

2 (略)

第三十四条の二 法第九十六条の二の政令で定める者は、次に掲げるとおりとする。

- 一 大型自動車免許、中型自動車免許又は普通自動車免許の試験を受

イ〜ハ (略)

- ニ 特定失効者で、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許を受けていたもの
- 二 (略)

(優良運転者及び違反運転者等に係る基準)

第三十三条の七 法第九十二条の二第一項の表の備考一の2の政令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日前五年間において違反行為又は別表第四若しくは別表第五に掲げる行為をしたことがないこととする。

- 一 法第一百一条第五項の規定により免許証の更新(運転免許証(以下「免許証」という。)の有効期間の更新をいう。以下同じ。)を受けた者 更新前の免許証の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日(以下この条において「特定誕生日」という。)の四十日前の日

二 法第一百一条の二第三項の規定により免許証の更新を受けた者 同条第二項の規定による適性検査を受けた日(特定誕生日の四十日前の日)以後であるときは、特定誕生日の四十日前の日

三・四 (略)

2 (略)

第三十四条の二 法第九十六条の二の政令で定める者は、次に掲げるとおりとする。

- 一 大型自動車免許、中型自動車免許又は普通自動車免許の試験を受

けようとする者で、次のいずれかに該当するもの

イ 法第八十九条第三項後段に規定する書面を有する者で、受けようとする免許の種類に応じそれぞれ大型自動車仮運転免許、中型自動車仮運転免許又は普通自動車仮運転免許を同項に規定する検査の時に受けており、かつ、当該検査を受けた日から起算して一年を経過していないもの

ロ (略)

ハ 特定失効者又は特定取消処分者で、法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験において使用される自動車を運転することができる免許を受けていたもの

ニ・ホ (略)

二 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許の試験を受けようとする者で、次のいずれかに該当するもの

イ・ロ (略)

ハ 特定失効者又は特定取消処分者で、法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験において使用される自動車を運転することができる免許を受けていたもの

ニ (略)

(試験の免除)

第三十四条の三 (略)

2 法第九十七条の二第一項第三号の政令で定める者は、次に掲げるとおりとする。

けようとする者で、次のいずれかに該当するもの

イ 法第八十九条第二項後段に規定する書面を有する者で、受けようとする免許の種類に応じそれぞれ大型自動車仮運転免許、中型自動車仮運転免許又は普通自動車仮運転免許を同項に規定する検査の時に受けており、かつ、当該検査を受けた日から起算して一年を経過していないもの

ロ (略)

ハ 特定失効者で、法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験において使用される自動車を運転することができる免許を受けていたもの

ニ・ホ (略)

二 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許の試験を受けようとする者で、次のいずれかに該当するもの

イ・ロ (略)

ハ 特定失効者で、法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験において使用される自動車を運転することができる免許を受けていたもの

ニ (略)

(試験の免除)

第三十四条の三 (略)

2 法第九十七条の二第一項第三号の政令で定める者は、次に掲げるとおりとする。

一 免許証の更新を受けなかったため、一般違反行為又は別表第四に掲げる行為をしたことを理由とする法第九十条第五項又は第三百三条第一項若しくは第四項の規定による免許の取消しを受けなかった者

二 〓四 (略)

3 (略)

4 法第九十七条の二第一項第五号の政令で定める者は、次に掲げるとおりとする。

一 法第三百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し(同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。)を受け、一般違反行為又は別表第四に掲げる行為をしたことを理由とする法第九十条第五項又は第三百三条第一項若しくは第四項の規定による免許の取消しを受けなかった者

二 基準該当初心運転者で、再試験の通知を受ける前に法第三百三条第一項若しくは第四項の規定による免許の取消し(同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。以下この項において同じ。)を受け、又は再試験の通知を受けた後法第百条の二第五項に規定する期間が通算して一月となる日までの間に法第三百三条第一項若しくは第四項の規定による免許の取消しを受けたため、再試験を受けなかったもの

三 再試験を受けた後法第三百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消しを受けたため法第百四条の二の二第一項の規定による免許の取消しを受けなかった者

四 法第百条の二第五項の規定に違反して再試験を受けなかった者で、同項に規定する期間が通算して一月を超えた日以後に法第三百三条

一 〓三 (略)

3 (略)

第一項又は第四項の規定による免許の取消しを受けたため法第百四
条の二の二第二項又は第四項の規定による免許の取消しを受けな
かつたもの

第三十四条の五 法第九十七条の二第三項の政令で定める基準は、次に
掲げるとおりとする。

一 第一種運転免許を受けようとする者で次のいずれかに該当するも
のに対しては、それぞれ次に定める試験を免除する。

イ (略)

ロ 特定失効者（法第九十七条の二第一項第三号に掲げる者に限る
。）又は特定取消処分者（同項第五号に掲げる者に限る。）で、

受けようとする免許により運転することができる自動車運転す
ることができ他の種類の免許を受けていたもの 法第九十七条
第一項第二号及び第三号に掲げる事項について行う試験

ハ (略)

二 第二種運転免許を受けようとする者で次のいずれかに該当するも
のに対しては、それぞれ次に定める試験を免除する。

イ (略)

ロ 特定失効者（法第九十七条の二第一項第三号に掲げる者に限る
。）又は特定取消処分者（同項第五号に掲げる者に限る。）で、

受けようとする免許により運転することができる自動車を運転す
ることができ他の種類の第二種運転免許を受けていたもの 法
第九十七条第一項第二号及び第三号に掲げる事項について行う試
験

第三十四条の五 法第九十七条の二第三項の政令で定める基準は、次に
掲げるとおりとする。

一 第一種運転免許を受けようとする者で次のいずれかに該当するも
のに対しては、それぞれ次に定める試験を免除する。

イ (略)

ロ 特定失効者（法第九十七条の二第一項第三号に掲げる者に限る
。）で、受けようとする免許により運転することができる自動車
を運転することができ他の種類の免許を受けていたもの 法第
九十七条第一項第二号及び第三号に掲げる事項について行う試験

ハ (略)

二 第二種運転免許を受けようとする者で次のいずれかに該当するも
のに対しては、それぞれ次に定める試験を免除する。

イ (略)

ロ 特定失効者（法第九十七条の二第一項第三号に掲げる者に限る
。）で、受けようとする免許により運転することができる自動車
を運転することができ他の種類の第二種運転免許を受けていた
もの 法第九十七条第一項第二号及び第三号に掲げる事項につい
て行う試験

ハ (略)

三 仮運転免許を受けようとする者で次のいずれかに該当するものに對しては、それぞれ次に定める試験を免除する。

イ (略)

ロ 法第八十九条第三項後段に規定する書面を有する者で、同項に規定する検査を受けた日から起算して一年を経過していないもの
当該検査に係る仮運転免許と同一の種類の仮運転免許につき法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験

ハ・ニ (略)

四・五 (略)

(臨時適性検査)

第三十七条の七 法第百二条第一項の政令で定める行為は、自動車等の運転に関し行われた次に掲げる行為とする。

一〇十 (略)

十一 法第三十七条の二(環状交差点における他の車両等との関係等)の規定に違反する行為

十二〇十五 (略)

2 (略)

(臨時適性検査に係る免許の効力の停止をする場合等)

第三十九条の二 法第百四条の二の三第一項の政令で定めるときは、医師の診断に基づき、同項に規定する適性検査を受けるべき者が法第百三条第一項第一号、第一号の二又は第三号のいずれかに該当する疑い

ハ (略)

三 仮運転免許を受けようとする者で次のいずれかに該当するものに對しては、それぞれ次に定める試験を免除する。

イ (略)

ロ 法第八十九条第二項後段に規定する書面を有する者で、同項に規定する検査を受けた日から起算して一年を経過していないもの
当該検査に係る仮運転免許と同一の種類の仮運転免許につき法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験

ハ・ニ (略)

四・五 (略)

(臨時適性検査)

第三十七条の七 法第百二条第一項の政令で定める行為は、自動車等の運転に関し行われた次に掲げる行為とする。

一〇十 (略)

十一〇十四 (略)

2 (略)

(臨時適性検査に係る免許の取消し又は停止の基準)

第三十九条の二

があるときと認められるときとする。

2| 法第百四条の二の三第三項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 法第百四条の二の三第三項の規定により免許の効力を停止された者が当該停止の期間内に重ねて法第百二条第六項の規定による通知を受けた場合において、その者が同条第七項の規定に違反して当該通知に係る適性検査を受けないと認めるときは、免許を取り消すものとする。

二 (略)

(申請による取消しの基準)

第三十九条の二の三 法第百四条の四第二項の規定による免許の取消しは、同条第一項の規定による申請をした者が次の各号のいずれにも該当しない場合に行うものとする。

一 (略)

二 法第九十条第五項、法第百三条第一項若しくは第四項（法第百四条の二の三第五項において準用する場合を含む。）若しくは法第百四条の二の三第三項の規定による免許の取消し又は法第九十条第六項若しくは法第百三条第二項の規定による免許の取消しの要件に該当していること。

三 法第九十条第五項、法第百三条第一項若しくは第四項（法第百四条の二の三第五項において準用する場合を含む。）若しくは法第百四条の二の三第一項若しくは第三項の規定により免許の効力が停止され、又はこれらの規定による免許の効力の停止の基準に該当して

法第百四条の二の三第一項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 法第百四条の二の三第一項の規定により免許の効力を停止された者が当該停止の期間内に重ねて法第百二条第六項の規定による通知を受けた場合において、その者が同条第七項の規定に違反して当該通知に係る適性検査を受けないと認めるときは、免許を取り消すものとする。

二 (略)

(申請による取消しの基準)

第三十九条の二の三 法第百四条の四第二項の規定による免許の取消しは、同条第一項の規定による申請をした者が次の各号のいずれにも該当しない場合に行うものとする。

一 (略)

二 法第九十条第五項、法第百三条第一項若しくは第四項（法第百四条の二の三第五項において準用する場合を含む。）若しくは法第百四条の二の三第一項の規定による免許の取消し又は法第九十条第六項若しくは法第百三条第二項の規定による免許の取消しの要件に該当していること。

三 法第九十条第五項、法第百三条第一項若しくは第四項（法第百四条の二の三第五項において準用する場合を含む。）又は法第百四条の二の三第一項の規定により免許の効力が停止され、又はこれらの規定による免許の効力の停止の基準に該当していること。

（略）。

四（略）

（委託することのできない事務）

第四十条の三 法第百八条第一項の政令で定める事務は、次に掲げるとおりとする。

一 法第八十九条第三項前段の規定による検査の結果の判定に係る事務

二〇九（略）

十 法第百一条第五項の規定による適性検査の結果の判定に係る事務

十一 法第百一条の二第三項の規定による適性検査の結果の判定に係る事務

十二〇九（略）

二十 法第百四条の二の三第一項若しくは第三項の規定又は同条第五項において準用する法第百三条第四項の規定による免許の取消し及び効力の停止に係る事務

二十一〇二十四（略）

（国家公安委員会の指示）

第四十二条（略）

2（略）

3 法第百十条第一項の政令で定める事項は、信号機の設置及び管理による交通整理並びに法第二条第一項第七号、第四条第三項、第八条第一項、第十七条第四項、第二十条第一項ただし書及び第二項、第二

四（略）

（委託することのできない事務）

第四十条の三 法第百八条第一項の政令で定める事務は、次に掲げるとおりとする。

一 法第八十九条第二項前段の規定による検査の結果の判定に係る事務

二〇九（略）

十 法第百一条第四項の規定による適性検査の結果の判定に係る事務

十一 法第百一条の二第二項の規定による適性検査の結果の判定に係る事務

十二〇九（略）

二十 法第百四条の二の三第一項の規定又は同条第三項において準用する法第百三条第四項の規定による免許の取消し及び効力の停止に係る事務

二十一〇二十四（略）

（国家公安委員会の指示）

第四十二条（略）

2（略）

3 法第百十条第一項の政令で定める事項は、信号機の設置及び管理による交通整理並びに法第二条第一項第七号、第八条第一項、第十七条第四項、第二十条第一項ただし書及び第二項、第二十条の二第一項、

条の二第二項、第二十一条第二項第三号、第二十三条、第二十五条の二第二項、第二十六条の二第三項、第三十条、第三十四条第一項、第二項、第四項及び第五項、第三十五条第一項、第三十五条の二、第三十六条第二項、第四十四条、第四十五条第一項、第七十五条の六第一項並びに第七十五条の八の二第二項の道路標識等による交通の規制に関することとする。

(法第十二条第一項の政令で定める区分及び額)

第四十三条 法第十二条第一項の政令で定める区分は、次の表の第一欄に掲げる手数料の種類ごとにそれぞれ同表の第二欄に定める区分とし、同項の物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額は、当該区分に応じたそれぞれ同表の第三欄に定める額とし、同項の物件費に対応する部分として政令で定める額は、当該区分に応じたそれぞれ同表の第四欄に定める額とする。

手数料の種類	区分	物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額
運転免許試験 手数料	大型自動車 免許又は中 型自動車免 許に係る試 験	(略)	(略)
	法第九十七条 の二第一項第 三号又は第五 号に該当して 同項の規定の 適用を受ける	(略)	(略)

第二十一条第二項第三号、第二十三条、第二十五条の二第二項、第二十六条の二第三項、第三十条、第三十四条第一項、第二項、第四項及び第五項、第三十五条第一項、第三十六条第二項、第四十四条、第四十五条第一項、第七十五条の六第一項並びに第七十五条の八の二第二項の道路標識等による交通の規制に関することとする。

(法第十二条第一項の政令で定める区分及び額)

第四十三条 法第十二条第一項の政令で定める区分は、次の表の第一欄に掲げる手数料の種類ごとにそれぞれ同表の第二欄に定める区分とし、同項の物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額は、当該区分に応じたそれぞれ同表の第三欄に定める額とし、同項の物件費に対応する部分として政令で定める額は、当該区分に応じたそれぞれ同表の第四欄に定める額とする。

手数料の種類	区分	物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額
運転免許試験 手数料	大型自動車 免許又は中 型自動車免 許に係る試 験	(略)	(略)
	法第九十七条 の二第一項第 三号に該当し て同項の規定 の適用を受け る場合	(略)	(略)

(権限の委任)

第四十四条 法の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、次に掲げるものを除き、道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、当該方面公安委員会が行う。

- 一 法第四十五条第一項ただし書、第四十九条の五、第五十七条第二項、第六十条、第七十一条第六号、第七十六条第四項第七号、第七十七条第一項第四号、第三百三条第三項（第四百条の二の三第五項及び第八項並びに第七条の五第九項において準用する場合を含む。）、第四百条第一項、第七十七条の五第四項、第八十条の三十一第一項及び第百十四条の三の規定による公安委員会の定めに関する事務
- 二 全国的な幹線道路における交通の規制で、信号機の設置及び管理によるもの並びに法第二条第一項第七号、第四条第三項、第八条第一項、第十七条第四項及び第五項第四号、第二十条第一項ただし書及び第二項、第二十条の二第一項、第二十一条第二項第三号、第十二条、第二十三条、第二十五条の二第二項、第二十六条の二第三項、第三十条、第三十四条第一項、第二項、第四項及び第五項、第三十五条第一項、第三十五条の二、第三十六条第二項、第四十四条、第四十五条第一項、第七十五条の四、第七十五条の六第一項並びに第七十五条の八の二第二項及び第三項の道路標識等によるものに関する事務

三・四 (略)

(権限の委任)

第四十四条 法の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、次に掲げるものを除き、道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、当該方面公安委員会が行う。

- 一 法第四十五条第一項ただし書、第四十九条の五、第五十七条第二項、第六十条、第七十一条第六号、第七十六条第四項第七号、第七十七条第一項第四号、第三百三条第三項（第四百条の二の三第三項及び第六項並びに第七条の五第九項において準用する場合を含む。）、第四百条第一項、第七十七条の五第四項、第八十条の三十一第一項及び第百十四条の三の規定による公安委員会の定めに関する事務
- 二 全国的な幹線道路における交通の規制で、信号機の設置及び管理によるもの並びに法第二条第一項第七号、第八条第一項、第十七条第四項及び第五項第四号、第二十条第一項ただし書及び第二項、第二十条の二第一項、第二十一条第二項第三号、第二十二条、第二十三条、第二十五条の二第二項、第二十六条の二第三項、第三十条、第三十四条第一項、第二項、第四項及び第五項、第三十五条第一項、第三十六条第二項、第四十四条、第四十五条第一項、第七十五条の四、第七十五条の六第一項並びに第七十五条の八の二第二項及び第三項の道路標識等によるものに関する事務

三・四 (略)

別表第二(第二十六条の七、第三十三条の二、第三十三条の二の三、第三十六条、第三十七条の三、第三十七条の八関係)

一 一般違反行為に付する基礎点数

一般違反行為の種類	点数
<p>(略)</p> <p>警察官現場指示違反、警察官通行禁止制限違反、信号無視、通行禁止違反、歩行者用道路徐行違反、通行区分違反、歩行者側方安全間隔不保持等、速度超過(二十以上二十五未満)、急ブレーキ禁止違反、法定横断等禁止違反、高速自動車国道等車間距離不保持、追越し違反、路面電車後方不停止、踏切不停止等、しや断踏切立入り、優先道路通行車妨害等、交差点安全進行義務違反、環状交差点通行車妨害等、環状交差点安全進行義務違反、横断歩行者等妨害等、徐行場所違反、指定場所一時不停止等、駐車違反(駐車禁止場所等)、放置駐車違反(駐車禁止場所等)、積載物重量制限超過(大型等五割未満)、積載物重量制限超過(普通等五割以上十割未満)、整備不良(制動装置等)、安全運転義務違反、幼児等通行妨害、安全地帯徐行違反、騒音運転等、携帯電話使用等(交通の危険)、消音器不備、大型自動二輪車等乗車方法違反、高速自動車国道等措置命令違反、本線車道横断等禁止違反、高速自動車国道等運転者遵守事項違反、免許条件違反、番号標表示義務違反又は保管場所法違反(長時間駐車)</p>	<p>二点</p> <p>(略)</p>

別表第二(第二十六条の七、第三十三条の二、第三十三条の二の三、第三十六条、第三十七条の三、第三十七条の八関係)

一 一般違反行為に付する基礎点数

一般違反行為の種類	点数
<p>(略)</p> <p>警察官現場指示違反、警察官通行禁止制限違反、信号無視、通行禁止違反、歩行者用道路徐行違反、通行区分違反、歩行者側方安全間隔不保持等、速度超過(二十以上二十五未満)、急ブレーキ禁止違反、法定横断等禁止違反、高速自動車国道等車間距離不保持、追越し違反、路面電車後方不停止、踏切不停止等、しや断踏切立入り、優先道路通行車妨害等、交差点安全進行義務違反、横断歩行者等妨害等、徐行場所違反、指定場所一時不停止等、駐車違反(駐車禁止場所等)、放置駐車違反(駐車禁止場所等)、積載物重量制限超過(大型等五割未満)、積載物重量制限超過(普通等五割以上十割未満)、整備不良(制動装置等)、安全運転義務違反、幼児等通行妨害、安全地帯徐行違反、騒音運転等、携帯電話使用等(交通の危険)、消音器不備、大型自動二輪車等乗車方法違反、高速自動車国道等措置命令違反、本線車道横断等禁止違反、高速自動車国道等運転者遵守事項違反、免許条件違反、番号標表示義務違反又は保管場所法違反(長時間駐車)</p>	<p>二点</p> <p>(略)</p>

混雑緩和措置命令違反、通行許可条件違反、通行帯違反、
 路線バス等優先通行帯違反、軌道敷内違反、速度超過（二
 十未満）、道路外出右左折方法違反、道路外出右左折合図
 車妨害、指定横断等禁止違反、車間距離不保持、進路変更
 禁止違反、追い付かれた車両の義務違反、乗合自動車発進
 妨害、割込み等、交差点右左折方法違反、交差点右左折等
 合図車妨害、指定通行区分違反、環状交差点左折等方法違
 反、交差点優先車妨害、緊急車妨害等、駐停車違反（駐車
 禁止場所等）、交差点等進入禁止違反、無灯火、減光等義
 務違反、合図不履行、合図制限違反、警音器吹鳴義務違反
 、乗車積載方法違反、定員外乗車、積載物重量制限超過（
 普通等五割未満）、積載物大きさ制限超過、積載方法制限
 超過、制限外許可条件違反、牽引違反、原付牽引違反、整
 備不良（尾灯等）、転落等防止措置義務違反、転落積載物
 等危険防止措置義務違反、安全不確認ドア開放等、停止措
 置義務違反、初心運転者等保護義務違反、携帯電話使用等
 （保持）、座席ベルト装着義務違反、幼児用補助装置使用
 義務違反、乗車用ヘルメット着用義務違反、初心運転者標
 識表示義務違反、聴覚障害者標識表示義務違反、最低速度
 違反、本線車道通行車妨害、本線車道緊急車妨害、本線車
 道出入方法違反、牽引自動車本線車道通行帯違反、故障車
 両表示義務違反又は仮免許練習標識表示義務違反

一点

混雑緩和措置命令違反、通行許可条件違反、通行帯違反、
 路線バス等優先通行帯違反、軌道敷内違反、速度超過（二
 十未満）、道路外出右左折方法違反、道路外出右左折合図
 車妨害、指定横断等禁止違反、車間距離不保持、進路変更
 禁止違反、追い付かれた車両の義務違反、乗合自動車発進
 妨害、割込み等、交差点右左折方法違反、交差点右左折等
 合図車妨害、指定通行区分違反、交差点優先車妨害、緊急
 車妨害等、駐停車違反（駐車禁止場所等）、交差点等進入
 禁止違反、無灯火、減光等義務違反、合図不履行、合図制
 限違反、警音器吹鳴義務違反、乗車積載方法違反、定員外
 乗車、積載物重量制限超過（普通等五割未満）、積載物大
 ささ制限超過、積載方法制限超過、制限外許可条件違反、
 牽引違反、原付牽引違反、整備不良（尾灯等）、転落等防
 止措置義務違反、転落積載物等危険防止措置義務違反、安
 全不確認ドア開放等、停止措置義務違反、初心運転者等保
 護義務違反、携帯電話使用等（保持）、座席ベルト装着義
 務違反、幼児用補助装置使用義務違反、乗車用ヘルメット
 着用義務違反、初心運転者標識表示義務違反、聴覚障害者
 標識表示義務違反、最低速度違反、本線車道通行車妨害、
 本線車道緊急車妨害、本線車道出入方法違反、牽引自動車
 本線車道通行帯違反、故障車両表示義務違反又は仮免許練
 習標識表示義務違反

一点

二・三 (略)
 備考

二・三 (略)
 備考

一 違反行為に付する点数は、次に定めるところによる。

1 (略)

2 当該違反行為をし、よつて交通事故を起こした場合（二の116から125までに規定する行為をした場合を除く。）には、次に定めるところによる。

(イ)・(ロ) (略)

3 二の116から125までに規定する行為をした場合において、法第百七条の五第一号の罪に当たる行為をしたときは、1による点数に、五点を加えた点数とする。

二 一の表及び二の表の上欄に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるところによる。

1・2 (略)

3 「過労運転等」とは、法第六十六条の規定に違反する行為（127に規定する行為を除く。）をいう。

4～7 (略)

8 「酒気帯び（〇・二五未満）速度超過（二十五未満）等」とは、5に規定する状態で運転している場合における22から44まで、46から60まで又は62から115までに規定する行為をいう。

9～38 (略)

39 「環状交差点通行車妨害等」とは、法第三十七条の二第一項又は第二項の規定の違反となるような行為をいう。

40 「環状交差点安全進行義務違反」とは、法第三十七条の二第三項の規定の違反となるような行為をいう。

41～78 (略)

一 違反行為に付する点数は、次に定めるところによる。

1 (略)

2 当該違反行為をし、よつて交通事故を起こした場合（二の113から122までに規定する行為をした場合を除く。）には、次に定めるところによる。

(イ)・(ロ) (略)

3 二の113から122までに規定する行為をした場合において、法第百七条の五第一号の罪に当たる行為をしたときは、1による点数に、五点を加えた点数とする。

二 一の表及び二の表の上欄に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるところによる。

1・2 (略)

3 「過労運転等」とは、法第六十六条の規定に違反する行為（124に規定する行為を除く。）をいう。

4～7 (略)

8 「酒気帯び（〇・二五未満）速度超過（二十五未満）等」とは、5に規定する状態で運転している場合における22から42まで、44から58まで又は60から112までに規定する行為をいう。

9～38 (略)

39～76 (略)

- 79 「環状交差点左折等方法違反」とは、法第三十五条の二の規定の違反となるような行為をいう。
- 80・81 (略)
- 82 「駐停車違反(駐車禁止場所等)」とは、法第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条、第四十八条、第四十九条の第三項から第四項まで、第四十九条の四又は第四十九条の五後段の規定の違反となるような行為(法第四十九条の第三項又は第四十九条の四の規定の違反となるような行為については、駐停車禁止場所等違反行為に該当するものを除く。)のうち、45に規定する行為以外のものをいう。
- 83・85 (略)
- 86 「合図不履行」とは、法第五十三条第一項又は第二項の規定に違反する行為をいう。
- 87 「合図制限違反」とは、法第五十三条第四項の規定に違反する行為をいう。
- 88・90 (略)
- 91 「積載物重量制限超過(普通等五割未満)」とは、積載物重量制限超過のうち、その超える積載の割合が五十パーセント未満のもの(46に規定する行為を除く。)をいう。
- 92・96 (略)
- 97 「整備不良(尾灯等)」とは、法第六十二条の規定に違反する行為(48に規定する行為を除く。)をいう。
- 98・102 (略)
- 103 「携帯電話使用等(保持)」とは、法第七十一条第五号の五

- 77・78 (略)
- 79 「駐停車違反(駐車禁止場所等)」とは、法第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条、第四十八条、第四十九条の第三項から第四項まで、第四十九条の四又は第四十九条の五後段の規定の違反となるような行為(法第四十九条の第三項又は第四十九条の四の規定の違反となるような行為については、駐停車禁止場所等違反行為に該当するものを除く。)のうち、43に規定する行為以外のものをいう。
- 80・82 (略)
- 83 「合図不履行」とは、法第五十三条第一項の規定に違反する行為をいう。
- 84 「合図制限違反」とは、法第五十三条第三項の規定に違反する行為をいう。
- 85・87 (略)
- 88 「積載物重量制限超過(普通等五割未満)」とは、積載物重量制限超過のうち、その超える積載の割合が五十パーセント未満のもの(44に規定する行為を除く。)をいう。
- 89・93 (略)
- 94 「整備不良(尾灯等)」とは、法第六十二条の規定に違反する行為(46に規定する行為を除く。)をいう。
- 95・99 (略)
- 100 「携帯電話使用等(保持)」とは、法第七十一条第五号の五

の規定に違反して同号の無線通話装置を同号の通話のために使用し、又は自動車若しくは原動機付自転車に持ち込まれた同号の画像表示用装置を手で保持してこれに表示された画像を注視する行為（53に規定する場合を除く。）をいう。

104|
117|
(略)

118| 「運転傷害等（治療期間三月以上又は後遺障害）」とは、自動車等の運転により人を負傷させ又は建造物を損壊させる行為で故意（人の殺害に係るものを含む。以下この表において同じ。）によるもの（建造物を損壊させる行為にあつては、当該行為によつて人が負傷した場合に限る。120及び122において同じ。）のうち、負傷者の治療期間（負傷の治療に要する期間（負傷者の数が二人以上である場合にあつては、これらの者のうち最も負傷の程度が重い者の負傷の治療に要する期間）をいう。以下同じ。）が三月以上であるもの又は負傷者に後遺障害（負傷が治つたとき（その症状が固定したときを含む。）における身体の障害で国家公安委員会規則で定める程度のもの）をいう。以下同じ。）が存するものをいう。

119|
123|
(略)

224| 「運転傷害等（治療期間十五日未満又は建造物損壊）」とは、自動車等の運転により人を負傷させ又は建造物を損壊させる行為で故意によるもののうち、118、120及び122に規定する行為以外のものをいう。

125|
128|
(略)

の規定に違反して同号の無線通話装置を同号の通話のために使用し、又は自動車若しくは原動機付自転車に持ち込まれた同号の画像表示用装置を手で保持してこれに表示された画像を注視する行為（51に規定する場合を除く。）をいう。

101|
114|
(略)

115| 「運転傷害等（治療期間三月以上又は後遺障害）」とは、自動車等の運転により人を負傷させ又は建造物を損壊させる行為で故意（人の殺害に係るものを含む。以下この表において同じ。）によるもの（建造物を損壊させる行為にあつては、当該行為によつて人が負傷した場合に限る。117及び119において同じ。）のうち、負傷者の治療期間（負傷の治療に要する期間（負傷者の数が二人以上である場合にあつては、これらの者のうち最も負傷の程度が重い者の負傷の治療に要する期間）をいう。以下同じ。）が三月以上であるもの又は負傷者に後遺障害（負傷が治つたとき（その症状が固定したときを含む。）における身体の障害で国家公安委員会規則で定める程度のもの）をいう。以下同じ。）が存するものをいう。

116|
120|
(略)

221| 「運転傷害等（治療期間十五日未満又は建造物損壊）」とは、自動車等の運転により人を負傷させ又は建造物を損壊させる行為で故意によるもののうち、115、117及び119に規定する行為以外のものをいう。

122|
125|
(略)

別表第四（第三十三条の二、第三十三条の七、第三十四条の三、第三十七
 七条の八、第三十八条、第三十九条の三関係）

一、四（略）

別表第六（第四十五条関係）

反則行為の種類	反則行為の種類別	
	車両等の種類	反則金の額
(略) 十六 速度超過（十五未満）、信号無視（赤色等）、通行区分違反、高速自動車国道等車間距離不保持、追越し違反、踏切不停止等、交差点安全進行義務違反、環状交差点安全進行義務違反、横断歩行者等妨害等、整備不良（制動装置等）、安全運転義務違反、携帯電話使用等（交通の危険）、本線車道横断等禁止違反又は高速自動車国道等運転者遵守事項違反	(略)	(略)
	大型車	一万二千元
	普通車	九千元
	二輪車	七千元
十七 信号無視（点滅）、通行禁止違反、歩行者用道路徐行違反、歩行者側方安全間隔不保持等、急ブレーキ禁止違反、法定横断等禁止違反、路面電車後方不停止、優先道路通行車妨害等、環状交差点通行車妨害等、徐行場所違反、指定場所一	大型車	九千元
	普通車	七千元
	二輪車	六千元
	原付車	五千元

別表第四（第三十三条の二、第三十三条の七、第三十七条の八、第三十七
 八条、第三十九条の三関係）

一、四（略）

別表第六（第四十五条関係）

反則行為の種類	反則行為の種類別	
	車両等の種類	反則金の額
(略) 十六 速度超過（十五未満）、信号無視（赤色等）、通行区分違反、高速自動車国道等車間距離不保持、追越し違反、踏切不停止等、交差点安全進行義務違反、横断歩行者等妨害等、整備不良（制動装置等）、安全運転義務違反、携帯電話使用等（交通の危険）、本線車道横断等禁止違反又は高速自動車国道等運転者遵守事項違反	(略)	(略)
	大型車	一万二千元
	普通車	九千元
	二輪車	七千元
十七 信号無視（点滅）、通行禁止違反、歩行者用道路徐行違反、歩行者側方安全間隔不保持等、急ブレーキ禁止違反、法定横断等禁止違反、路面電車後方不停止、優先道路通行車妨害等、徐行場所違反、指定場所一時不停止等、積載物大きさ	大型車	九千元
	普通車	七千元
	二輪車	六千元
	原付車	五千元

時不停止等、積載物大きさ制限超過、積載方法制限超過、整備不良（尾灯等）、幼児等通行妨害、安全地帯徐行違反又は免許条件違反		
十九 通行許可条件違反、軌道敷内違反、道路外出右左折方法違反、交差点右左折方法違反、環状交差点左折等方法違反、制限外許可条件違反、原付牽引違反、運行記録計不備、初心運転者標識表示義務違反、聴覚障害者標識表示義務違反又は本線車道出入方法違反	(略) 大型車 普通車又は二輪車 原付車	(略) 六千円 四千円 三千円
備考 一 (略) 二 この表の反則行為の種類欄に掲げる用語の意味は、それぞれ別表第二の備考の二に定めるところによるほか、次に定めるところによる。 1～8 (略) 9 「放置駐車違反（駐車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等以外）」とは、別表第二の備考の二の45に規定する行為のうち、8に規定する行為以外のものをいう。 10・11 (略) 12 「駐停車違反（駐停車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等	(略)	(略)

制限超過、積載方法制限超過、整備不良（尾灯等）、幼児等通行妨害、安全地帯徐行違反又は免許条件違反		
十九 通行許可条件違反、軌道敷内違反、道路外出右左折方法違反、交差点右左折方法違反、制限外許可条件違反、原付牽引違反、運行記録計不備、初心運転者標識表示義務違反、聴覚障害者標識表示義務違反又は本線車道出入方法違反	(略) 大型車 普通車又は二輪車 原付車	(略) 六千円 四千円 三千円
備考 一 (略) 二 この表の反則行為の種類欄に掲げる用語の意味は、それぞれ別表第二の備考の二に定めるところによるほか、次に定めるところによる。 1～8 (略) 9 「放置駐車違反（駐車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等以外）」とは、別表第二の備考の二の43に規定する行為のうち、8に規定する行為以外のものをいう。 10・11 (略) 12 「駐停車違反（駐停車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等	(略)	(略)

以外))」とは、別表第二の備考の二の44に規定する行為のうち、10に規定する行為以外のものをいう。

13 (略)

14 「駐停車違反(駐車禁止場所等(高齢運転者等専用場所等以外))」とは、別表第二の備考の二の82に規定する行為のうち、13に規定する行為以外のものをいう。

15 ~ 22 (略)

三 (略)

以外))」とは、別表第二の備考の二の42に規定する行為のうち、10に規定する行為以外のものをいう。

13 (略)

14 「駐停車違反(駐車禁止場所等(高齢運転者等専用場所等以外))」とは、別表第二の備考の二の79に規定する行為のうち、13に規定する行為以外のものをいう。

15 ~ 22 (略)

三 (略)